

## ●死亡手続きに関するQ&A

**Q1 提出した書類（住民票、戸籍謄本等）の原本を返却してもらうことは可能ですか。**

**A1** 提出いただいた書類のご返却は可能です。

ご返却を希望される場合は、信用金庫年金に直接申出をいただくか、死亡届等を提出される際に原本の返却を希望する旨を記入したメモ等をご提出ください。信用金庫年金で原本を確認後、ご返却します。

**Q2 未支給年金を同居していた妻が請求する場合の添付書類を教えてください。**

**A2** 住所が同じであることを証明するために、「亡くなった方(受給者)の住民票(除票)」と「請求者の住民票」及び、亡くなった方と請求者の続柄を確認するために「戸籍謄本」が必要となります。

なお、請求者の住民票の続柄の欄に「妻」と記載されている場合には、戸籍謄本の提出は不要です。自治体により住民票の表記が異なりますので、ご確認ください。

**Q3 書類提出後、手続き完了までどのくらい時間がかかりますか。**

**A3** 信用金庫年金で書類を受付後、失権の手続きが完了するまで2ヵ月程度かかります。手続きが完了した際には、失権通知書や未支給給付通知書、準確定申告用の源泉徴収票等を送付します。

**Q4 遺族一時金、未支給年金を受け取りましたが、それぞれ税金はどうなりますか。**

**A4** 遺族一時金は非課税です(改正前厚生年金保険法第136条(第41条2項の準用))。未支給年金は、相続財産には含まれず、受取人の一時所得となります。

## ●死亡手続きに関するQ&A

### Q5 準確定申告用の源泉徴収票がほしいのですが。

▲5 準確定申告用の源泉徴収票は、信用金庫年金で死亡届等を受付けてから、約2ヵ月後に事務委託先の三井住友信託銀行より送付されます。

なお、準確定申告の期限は相続人が相続の開始があったことを知った日(死亡日)の翌日から4ヵ月以内とされています。

### Q6 死亡手続きの案内文書が信用金庫年金から送付されてきたのですが。

▲6 当該文書が届きましたら信用金庫年金までご連絡ください。必要なお手続きをご案内します。

受給者がお亡くなりになられたことにより年金振込先口座が凍結されていた場合や、ご遺族から信用金庫年金への連絡よりも前に、住基ネットから死亡情報を取得した場合には、当該受給者の年金支払いの差し止め処理を行うとともに、ご遺族の方へ当該文書を送付しています。